

令別表第一		防火対象物の用途
(1)	イ	劇場、映画館、観覧場、演芸場
	ロ	公会堂、集会場
(2)	イ	キャバレー、カフェ、ナイトクラブなど
	ロ	遊技場、ダンスホール
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗
	ニ	カラオケボックスなど
(3)	イ	待合、料理店、これらに類するもの
	ロ	飲食店
(4)		百貨店、マーケットなどの物品販売店舗
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所
	ロ	寄宿舍、共同住宅
(6)	イ(1)	特定診療科目を有する病院
	イ(2)	4床以上の診療所
	イ(3)	(1)以外の病院・有床診療所
	イ(4)	無床診療所、無床助産所
	ロ(1)	特別養護老人ホーム、老人短期入所施設など
	ロ(2)	救護施設
	ロ(3)	乳児院
	ロ(4)	障害児入所施設
	ロ(5)	障がい者支援施設
	ハ(1)	老人デイサービスセンター、老人福祉センターなど
	ハ(2)	更生施設
	ハ(3)	助産施設、保育所、児童養護施設など
	ハ(4)	児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設など
	ハ(5)	身体障害者福祉センター、障害者支援施設など
ニ	幼稚園又は特別支援学校	
(7)		小学校、中学校、高等学校、大学など
(8)		図書館、博物館、美術館
(9)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
(10)		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場
(11)		神社、寺院、教会
(12)	イ	工場又は作業場
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ
(13)	イ	自動車車庫又は駐車場
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(14)		倉庫
(15)		前各項に該当しない事業場

(16)	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(16)の2		地下街
(16)の3		準地下街（特定防火対象物を含むもの）
(17)		指定重要文化財など
(18)		延長50m以上のアーケード
(19)		市町村長の指定する山林
(20)		総務省令で定める舟車